3　普通保険又は無担保保険の保険関係であって、国際物流拠点産業集積関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

（中小企業投資育成株式会社法の特例）

第四十九条　中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一　中小企業者が認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に従って国際物流拠点産業集積措置を実施し、又は認定特定国際物流拠点事業を営むために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二　中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に従って国際物流拠点産業集積措置を実施し、又は認定特定国際物流拠点事業を営むために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有

2　前項各号に掲げる事業は、中小企業投資育成株式会社法の規定の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号に掲げる事業とみなす。

第五十五条の二の見出しを「（経済金融活性化計画の認定等）」に改め、同条第一項中「及び次条」を削り、同条第二項に次の二号を加える。

四　前号の措置の実施を通じて経済金融が活性化されることにより見込まれる効果

五　第五十五条の四第一項に規定する経済金融活性化措置実施計画の同条第四項の認定に関する基本的事項

第五十五条の二中第三項を削り、第四項を第三項とし、同条第五項中「において、」の下に「その」を加え、「次に掲げる基準に適合する」を「次の各号のいずれにも該当するものである」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条に次の五項を加える。

7　沖縄県知事は、第四項の認定に係る経済金融活性化計画の変更をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

8　第三項から第六項までの規定は、前項の規定による変更について準用する。

9　内閣総理大臣は、第四項の認定に係る経済金融活性化計画（第七項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下この節において「認定経済金融活性化計画」という。）の適正な実施のため必要があると認めるときは、沖縄県知事に対し、認定経済金融活性化計画の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

10　内閣総理大臣は、認定経済金融活性化計画が第四項各号のいずれかに該当しないものとなったと認めるときは、関係行政機関の長に協議して、その認定を取り消すことができる。

11　第六項の規定は、前項の規定による認定経済金融活性化計画の認定の取消しについて準用する。

第五十五条の三から第五十五条の五までを次のように改める。

（認定経済金融活性化計画の実施状況の報告等）

第五十五条の三　沖縄県知事は、認定経済金融活性化計画の実施状況について、毎年、公表するよう努めるとともに、内閣総理大臣に報告するものとする。

（経済金融活性化措置実施計画の認定等）

第五十五条の四　経済金融活性化特別地区の区域内において経済金融の活性化に必要な施設の整備その他の措置（以下この節において「経済金融活性化措置」という。）を実施する者は、認定経済金融活性化計画に即して、経済金融活性化措置の実施に関する計画（以下この条において「経済金融活性化措置実施計画」という。）を作成し、当該経済金融活性化措置実施計画が適当である旨の沖縄県知事の認定を申請することができる。

2　経済金融活性化措置実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　経済金融活性化措置により達成しようとする目標

二　経済金融活性化措置の内容及び実施期間

三　経済金融活性化措置の実施体制

四　経済金融活性化措置を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

3　経済金融活性化措置実施計画には、登記事項証明書、貸借対照表その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

4　沖縄県知事は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、その経済金融活性化措置実施計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　認定経済金融活性化計画に適合するものであること。

二　経済金融活性化措置を実施することが当該区域における経済金融の活性化を図るために有効かつ適切なものであること。

三　経済金融活性化措置が確実に実施されると見込まれるものであること。

5　沖縄県知事は、前項の認定をしたときは、内閣府令で定めるところにより、当該認定に係る経済金融活性化措置実施計画の概要を公表するものとする。

6　第四項の認定を受けた者（以下この節において「認定事業者」という。）は、当該認定に係る経済金融活性化措置実施計画の変更をしようとするときは、沖縄県知事の認定を受けなければならない。

7　第四項及び第五項の規定は、前項の規定による変更の認定について準用する。

8　沖縄県知事は、認定事業者が第四項の認定に係る経済金融活性化措置実施計画（第六項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下この節において「認定経済金融活性化措置実施計画」という。）に従って経済金融活性化措置を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

9　沖縄県知事は、認定経済金融活性化措置実施計画が第四項各号のいずれかに該当しないものとなったと認めるときは、認定事業者に対して、当該認定経済金融活性化措置実施計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

10　沖縄県知事は、前二項の規定により第四項の認定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

（認定経済金融活性化措置実施計画の実施状況の報告）

第五十五条の五　認定事業者は、内閣府令で定めるところにより、認定経済金融活性化措置実施計画の実施状況について、毎年、沖縄県知事に報告するものとする。

第五十五条の六を削る。

第五十六条の見出しを「（特定経済金融活性化事業の認定等）」に改め、同条第一項中「事業」の下に「（次項及び第五十七条の二第一項において「特定経済金融活性化事業」という。）」を加え、同条中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、同条第二項中「前項の認定を受けた法人」を「認定法人」に、「同項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　前項の認定を受けた法人（以下この条及び第五十七条第二項において「認定法人」という。）は、内閣府令で定めるところにより、その認定に係る特定経済金融活性化事業（以下この節において「認定特定経済金融活性化事業」という。）の実施状況について、毎年、沖縄県知事に報告するものとする。

3　沖縄県知事は、認定特定経済金融活性化事業の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定法人に対し、その実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。